

新たな地域医療再生計画の策定について

1 地域医療再生計画について

(1) 計画の趣旨

- 県は、地域における医療提供体制に係る課題を解決する施策についての計画（地域医療再生計画）を策定する。
- 国は、地域医療再生計画に基づく事業を支援するため、都道府県に対し、地域医療再生臨時特例交付金を交付する。（都道府県では、これを受けて基金を造成する。）

(2) 本県における策定状況

① 置賜地域医療再生計画

- ・平成 22 年 1 月策定
- ・周産期・救急医療等に重点化

| | 事業総額 | 基金充当分 |
|--------------------|---------|---------|
| 計画規模 | 29.4 億円 | 25.0 億円 |
| ・医師確保 | 19.8 億円 | 16.2 億円 |
| ・周産期・救急医療 | 7.8 億円 | 7.2 億円 |
| ・地域医療連携（IT活用、在宅医療） | 1.8 億円 | 1.6 億円 |

② 庄内・最上地域医療再生計画

- ・平成 22 年 1 月策定（平成 24 年 3 月変更）
- ・救急医療等に重点化

| | 事業総額 | 基金充当分 |
|--------------------|---------|---------|
| 計画規模 | 31.2 億円 | 25.0 億円 |
| ・救急医療等 | 20.8 億円 | 17.2 億円 |
| ・地域医療連携（IT活用、在宅医療） | 6.5 億円 | 4.5 億円 |
| ・医療従事者の確保 | 3.9 億円 | 3.3 億円 |

③ 山形県地域医療再生計画

- ・平成 23 年 11 月策定
- ・三次医療圏（県全体）を対象

| | 事業総額 | 基金充当分 |
|---------------------------|---------|---------|
| 計画規模 | 85.8 億円 | 22.8 億円 |
| ・高度・専門医療機能を有する医療機関等の整備・拡充 | 72.9 億円 | 16.1 億円 |
| ・医療連携体制の強化 | 12.9 億円 | 6.7 億円 |

※いずれも、H25 年度末までに開始する事業に基金充当可能（最長で H27 年度末まで）

2 新たな地域医療再生計画の策定について

(1) 国補正予算への対応

- 国では、平成 24 年度補正予算において、地域医療再生基金積み増しに係る予算を措置した。（全国で 500 億円。H25 年度末までに開始する事業に基金充当可能（最長で H27 年度末まで））
- 交付金を受けるためには、新たな地域医療再生計画を策定する必要がある。

【計画作成に係る留意事項（国の通知より）】

- ・新たな地域医療再生計画においては、①医師確保対策、②在宅医療の推進、③災害時の医療提供体制確保、の 3 本柱に重点的に取り組むこと
- ・基金充当額の上限は 15 億円

(2) 主なスケジュール

| | |
|--------------------|---|
| 平成 25 年 4 月 23 日 | 山形県保健医療推進協議会 |
| 平成 25 年 5 月中旬まで | パブリックコメント |
| 平成 25 年 5 月 31 日まで | 国へ計画（案）を提出 |
| 平成 25 年 7 月まで | 国における有識者会議の開催、国からの交付額の内示 内示を受けた計画（案）の見直し、再提出 |
| 平成 25 年 8 月頃 | 国から交付金の交付決定 |